

報道関係者 各位

平成28年8月9日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 町田 良則

専門監督官 貝田 直也

電話 018-862-6682

「建設業重点監督月間[※]」における臨検監督の結果について ～労働安全衛生法違反の違反率が過去最高の78.0%となる～

秋田労働局（局長 松本安彦）は、労働局及び6労働基準監督署の労働基準監督官及び安全担当職員が、7月1日から7月31日までの「建設業重点監督月間」に、県内で施工中の建設工事現場に対し、集中的に臨検監督を実施しましたので、その結果を、以下のとおり取りまとめました。

【臨検監督結果の概要（別添1参照）】

■ 臨検は97現場、違反現場数は62現場

期間中に臨検監督を実施した現場数は97現場であった。

このうち、労働者の安全と健康の確保などを定めた労働安全衛生法にかかる違反があった現場は62現場だった。

■ 臨検監督事業場は164事業場、違反率は過去最高の78.0%

臨検した事業場数は164事業場で、このうち労働安全衛生法違反が認められた事業場は128事業場で、違反率は過去最高の78.0%となった。

※事業場数は、建設業の現場で作業する元請、下請を含むすべての数。

※この時期に実施している建設業重点監督の違反率は、平成4年度から記録が残っている。

■ 主な違反は、墜落防止にかかる違反が28.7%と多い

主な違反の内容は、違反が多かった順に

- | | |
|----------------|------------------|
| ①墜落防止に関するもの | 47事業場（違反率 28.7%） |
| ②元方事業者の講ずべき措置 | 36事業場（違反率 22.0%） |
| ③車両系建設機械に関するもの | 31事業場（違反率 18.9%） |

などとなっている。（別添1 表2参照）

※違反は、条文毎に指摘するため①～③等は重複する場合もある。

■ 使用停止・立入禁止等を命じた事業場は12事業場

特に危険度の高い機械設備や作業場に対し、使用停止、立入禁止等の命令書を交付した事業場は9現場の12事業場だった。

この内訳は、使用停止等の命令書を交付した事業場の91.7%にあたる11事業場で墜落防止措置に関する違反での交付となっている。

【臨検監督の典型的な事例（別添2参照）】

■ 墜落防止の危険があった現場

建築工事現場で建物内部の階段部分に墜落防止措置が講じられていないものに対する指導（事例1）

■ 重機災害の危険があった現場

車両系建設機械を使用して作業を行う際に、作業計画が作成されておらず、転落等の防止措置が講じられていないものに対する指導（事例2）

【今後の取組】

秋田県内の建設業における死亡災害は、全産業の死亡災害の半数以上を占めており、特に、昨年は**11名**の方が亡くなっています。今年も既に1名の方が亡くなっている状況にあります。

また、休業4日以上労働災害については、土木工事などの災害発生件数は減少しているものの、建築工事など、土木以外の建設業では増加している傾向にあります。このようなことから秋田労働局では、引き続き労働災害撲滅のために建設業に対する臨検監督等を重点的に実施し、10月には、木造家屋工事現場に対する重点的な臨検監督を行う予定としています。

※「建設業重点監督月間」

建設現場に対する臨検監督は、通年で実施していますが、特に、7月は、

① 工事件数が増加する時期であり重篤災害を防止するため

夏場の時期は、工事件数が多くなり、労働災害の発生件数が増加することや、墜落防止措置不備などの立入禁止や使用停止等命令書の交付事案が建設業で全業種の6割を占めていることから、この時期に集中的に臨検を実施することで建設業における重篤災害を未然防止するため。

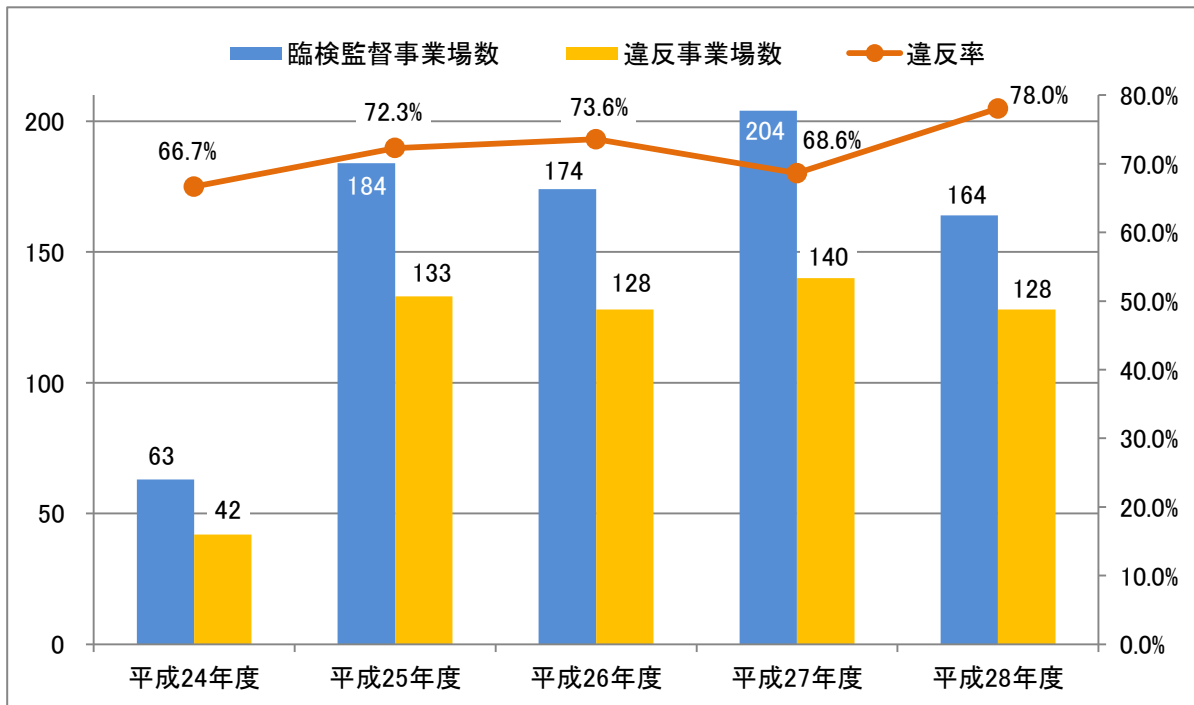
② 熱中症防止の周知のため

湿度・気温が高くなる時期は、建設工事現場でも熱中症が発生しやすく、これが重篤になれば死亡する恐れもあることから、その防止を図るため。

等の理由から、この時期に毎年実施しているものです。

【表 1】 過去 5 年の建設業に対する 7 月の臨検監督事業場数等の推移

年度	臨検監督事業場数	違反事業場数	違反率
平成 24 年度	63	42	66.7%
平成 25 年度	184	133	72.3%
平成 26 年度	174	128	73.6%
平成 27 年度	204	140	68.6%
平成 28 年度	164	128	78.0%



【表 2】 主な違反内容（上位 3 つ）（平成 27 年度・平成 28 年度）

主な違反内容	平成 27 年度		平成 28 年度	
	違反事業場数	違反率	違反事業場数	違反率
墜落防止に関するもの	57	27.9%	47	28.7%
元方事業者の講ずべき措置	40	19.6%	36	22.0%
車両系建設機械に関するもの	31	15.2%	31	18.9%

【表 3-1】 使用停止等命令書の交付状況

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用停止等命令書 交付事業場数	11	22	18	13	12

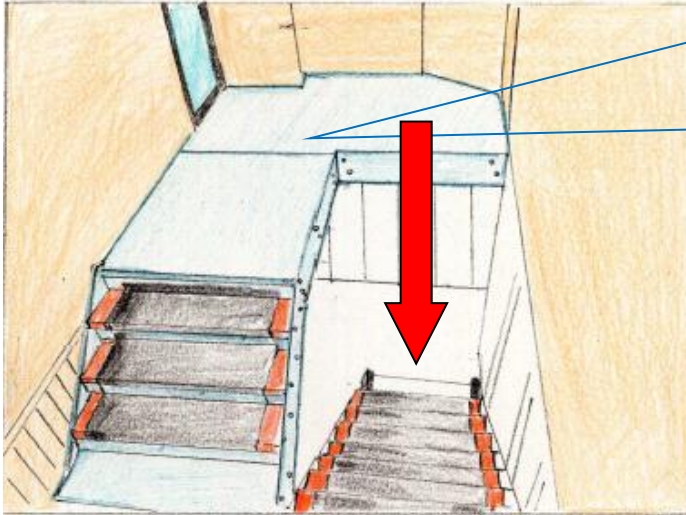
【表 3-2】 主な使用停止等命令書の違反内容（平成 27 年度・平成 28 年度）

主な違反内容	平成 27 年度 事業場数	平成 28 年度 事業場数
墜落防止に関するもの	12	11
移動式クレーンの過巻防止装置がないもの	1	0
原動機、回転軸等の覆い等がないもの	0	1

事例 1
(建築現場)

墜落防止措置に関するもの。建物内部の階段部分に墜落防止措置が講じられていなかったため、墜落災害が発生する危険があった。

【臨検監督において把握した事実】

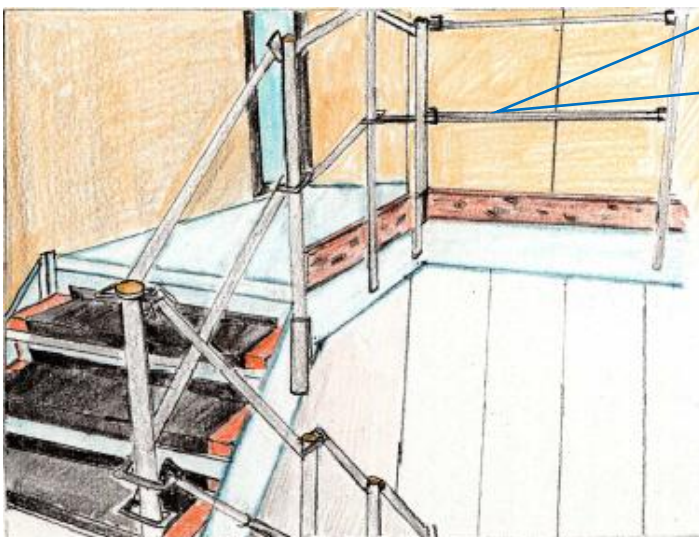


建築現場に臨検監督を実施した。建物内部に階段が作られており、おどり場部分で壁設置作業や塗装作業が行われていた。何も墜落防止措置が講じられておらず、作業員が階段から墜落する危険があった。

【監督署の対応】

墜落災害が発生する危険が高かったため、事業主に対し、階段おどり場への立入禁止と手すりや幅木等の設置を命じた（労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第519条第1項違反）。

【監督指導の結果】



墜落の危険のある階段おどり場に、手すりと高さ15センチメートル以上の幅木を設置する等の安全対策が講じられ、改善された。

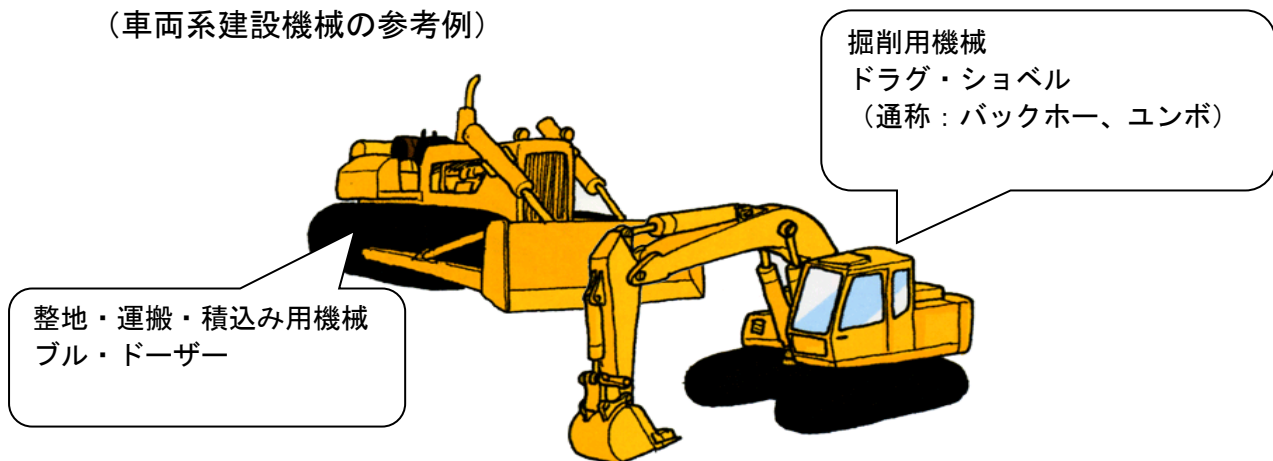
事例 2
(土木工事現場)

車両系建設機械（ドラグ・ショベル「通称：バックホー、ユンボ」）に関するもの。作業計画が作成されていないまま作業が行われ、車両系建設機械が転落する災害が発生する危険があった。

【臨検監督において把握した事実】

川の護岸工事現場で、車両系建設機械（ドラグ・ショベル）を使用して作業する場所の幅が狭く、路肩からドラグ・ショベルが転落する災害が発生する危険があった。また、作業計画を立てないまま、作業を行わせていたことが判明した。

(車両系建設機械の参考例)



【監督署の対応】

事業主に対し、作業計画の作成（労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第155条）、及び転落等の防止（労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第157条）については是正を勧告した。

【監督指導の結果】

現場では作業計画が作成され、その計画に基づき作業が行われるとともに、路肩標示を行う等の安全対策が講じられ、改善された。